

## 国際税務

### QI/FATCA/CRS 関連情報

#### QI・FATCA・CRS/CARF に関する最新情報

デロイト トーマツ税理士法人 GIR (Global Information Reporting)

2025 年 5 月 21 日号

2025 年 5 月 6 日、及び 7 日に源泉徴収や情報報告といった国際税務に関するカンファレンス「2025 Tax Reporting & Withholding Conference」が米国ワシントン D.C.にて開催された。本カンファレンスでは、米国内国歳入庁 (Internal Revenue Service : 以下「IRS」) や大手会計事務所が参加し、QI (Qualified Intermediary)、FATCA (Foreign Account Tax Compliance Act)、CRS (Common Reporting Standard) /CARF (Crypto-Asset Reporting Framework) 等に関する最新情報が提供された。本ニュースレターでは、提供された情報の中で、特に注目すべきポイントについて記載する。

#### 1. QI

##### (1) 様式 1042-S に関する更新点

- 2025 年様式 1042-S の最終版が公表された。主な更新点として所得コード及びステータスコードの追加などがあるが、特筆すべきは、新たに Box 7d が追加された点である。このチェックボックスは、様式 1042-S のプル報告を実施した後、特定の受取人から個別の様式 1042-S の発行を求められた場合に使用される。修正が必要となるプル報告の様式 1042-S と、追加で発行する特定受取人宛の様式 1042-S の両方にチェックを入れることになる。このチェックボックスにより、追加発行が遅延報告ではないことを示すことができるが、チェックにより直ちにペナルティが免除されるものではないため、注意が必要である。
- 2025 年以降の報告対象年度に関する様式 1042-S 報告において税額が 30%未満の場合には Chapter 3 exemption code の記載が必要となる。この変更により、現行では税率が 0%の場合にのみ記載されていた Chapter 3 exemption code が、より幅広い税率に適用されることとなる。たとえば、日本居住者が配当を受領し、税率が 10%となる場合、現行では Chapter 3 exemption code は「00」として記載されていたが、2026 年以降は租税条約の適用により減税されていることを示すコードを記載する必要がある。

##### (2) その他

- 様式 1042 及び様式 1042-S のデータ分析 (データの合致、差異照合等) に基づく調査が強化されており、改めて申告時のデータの正確性が重要であることが強調された。
- QI は、QI である口座保有者より様式 W-8IMY を受領した場合において、現時点では当該様式の内容と IRS が公表している QI リストの内容との突合作業を行う必要はないことが確認された。ただし、今後 QI リストとの突合が義務化される可能性があることが示唆されている。

## 2. FATCA

### (1) FATCA 登録システム (FATCA ポータル)

- FATCA ポータルのユーザーガイドである [Publication 5118](#) (FATCA Online Registration User Guide) の最新版が 2025 年 4 月に公表された。主な更新点として、FATCA ID を忘れた場合や、ポータルがアカウントロックされた場合など、FATCA ポータルへのログインに関する問題を解決するためのヘルプフォームである [FATCAHelp501](#) に関する記載が追加された。
- FATCA ポータルにログイン可能な状態を保つこと、さらに定期的にポータルにログインすることの重要性が改めて強調された。加えて、IRS は FATCA ポータルに登録されている FATCA 責任者 (Responsible Officer) や連絡担当者 (Point of Contact) の情報に変更があった場合には、適時に登録情報の更新を行うように求めている。2025 年 1 月 6 日号ニュースレターにて記載した通り、複数の外国金融機関 (Foreign Financial Institution) が、FATCA 遵守状況に関する情報提出を依頼する通知を FATCA ポータル内で受領している。当該通知は通知日から 30 日以内に対応が必要となるため、速やかに通知を確認することが重要である。2024 年 7 月に FATCA ポータルへのログイン方法が変更されて以降、多くの金融機関が FATCA ポータルへのログインに関する問題を抱えている。問題が発生した場合には、速やかに上述のヘルプフォーム「FATCAHelp501」、又は税務アドバイザーに連絡されたい。

### (2) その他

- IRS は、FATCA 遵守状況に問題がある金融機関の GIIN (Global Intermediary Identification Number) 抹消を引き続き実施している。
- 本人確認手続や状況の変化に関する対応などを適切に実施して、正確な FATCA 報告を実施することの重要性が改めて強調された。

## 3. CRS/CARF

### (1) 米国における CARF

- 米国は 2027 年 1 月 1 日より CARF に参加する予定であるが、現時点では CARF に関する国内法の制定には至っていない。この国内法は、FATCA や様式 1099 報告に影響を与える可能性があるため、米国外の金融機関においても引き続き注視する必要がある。

### (2) 様式 1099-DA

- 様式 1099-DA はデジタル資産の売却若しくは交換を米国人と行う際に報告義務が生じる様式である。デジタル資産の報告に関する当初の米国規則案では、米国外の金融機関においても、米国人顧客との取引について様式 1099-DA の報告義務を負うとされていたが、最終規則にて改訂され、現時点では米国外の金融機関は、当該様式の提出義務者となるブローカーの定義から除外され、報告義務を負わないこととなった。ただし、米国外の金融機関の報告要否に関しては一時的に留保されたものであるため、今後 CARF に関する規則の制定とともに、変更が生じる可能性がある。また、日本を含めた CARF 参加国の金融機関については、今後様式 1099-DA の提出義務が免除される可能性が示唆されている。

## おわりに

デロイト トーマツ税理士法人では、QI、FATCA、CRS、CARF、及び米国税務に関して専門チームを有し、常に最新情報を入手の上、多数の金融機関にサービスを提供している。今回のニュースレターでご案内した内容のほか、制度内容・法令等で不明な点があれば、ご相談いただきたい。

Any tax advice included in this written or electronic communication was not intended or written to be used, and it cannot be used by the taxpayer, for the purpose of avoiding any penalties that may be imposed by any governmental taxing authority or agency.

## お問い合わせ

米国税務及び QI/FATCA、OECD CRS に関するお問い合わせは、下記の担当者までご連絡ください。

デロイト トーマツ 税理士法人 東京事務所 GIR (Global Information Reporting)		
パートナー	前田 幸作	<a href="mailto:kosaku.maeda@tohmatsumo.co.jp">kosaku.maeda@tohmatsumo.co.jp</a>
ディレクター	秋葉 奈緒子	<a href="mailto:naoko.akiba@tohmatsumo.co.jp">naoko.akiba@tohmatsumo.co.jp</a>
シニアマネジャー	高島 憲一	<a href="mailto:kenichi.takashima@tohmatsumo.co.jp">kenichi.takashima@tohmatsumo.co.jp</a>
マネジャー	榎本 純子	<a href="mailto:junko1.enomoto@tohmatsumo.co.jp">junko1.enomoto@tohmatsumo.co.jp</a>
マネジャー	渡邊 美穂子	<a href="mailto:mihoko.watanabe@tohmatsumo.co.jp">mihoko.watanabe@tohmatsumo.co.jp</a>
マネジャー	森本 祐佳里	<a href="mailto:yukari.morimoto@tohmatsumo.co.jp">yukari.morimoto@tohmatsumo.co.jp</a>
所在地	〒100-8362 東京都千代田区丸の内三丁目 2 番 3 号 丸の内二重橋ビルディング	
Tel	03-6213-3800 (代)	
email	<a href="mailto:tax.cs@tohmatsumo.co.jp">tax.cs@tohmatsumo.co.jp</a>	
会社概要	<a href="http://www.deloitte.com/jp/tax">www.deloitte.com/jp/tax</a>	
税務サービス	<a href="http://www.deloitte.com/jp/tax-services">www.deloitte.com/jp/tax-services</a>	

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッド及びデロイト ネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ リスクアドバイザー 合同会社、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人及びデロイト トーマツ グループ 合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市に約 2 万人の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト、[www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp) をご覧ください。

Deloitte (デロイト) とは、デロイト トウシュートーマツ リミテッド (“DTTL”)、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファーム及びそれらの関係法人（総称して“デロイト ネットワーク”) のひとつ又は複数を含みます。DTTL (又は“Deloitte Global”) ならびに各メンバーファーム及び関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課し又は拘束させることはありません。DTTL 及び DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為及び不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファーム又は関係法人の作為及び不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバー及びそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィック における 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte (デロイト) は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務・法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500® の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの革新と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 175 年余りの歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの 45 万人超の人材の活動の詳細については、[www.deloitte.com](http://www.deloitte.com) をご覧ください。

本資料は、関連税法及びその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイト ネットワークは、本資料により専門的アドバイス又はサービスを提供するものではありません。貴社の財務又は事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定又は行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイト ネットワークの公式見解ではありません。デロイト ネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of  
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2025. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301